

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和元年第9回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中13名の出席です。1番小川委員、12番上原委員から欠席の連絡がありました。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。13番 徳丸委員、14番 佐藤委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第52号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第52号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号31番 土地の所在は、武蔵町古市字■■■■番■■■■、地目が田、面積は10㎡、外に田が4筆の合計5筆で面積が886㎡になります。渡人は、広島県の■■■■さん、受人は、武蔵町古市の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、県外在住により管理できないためと、受人は、長年荒れていた当該農地を責任を持って管理・耕作をするとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号32番 土地の所在は武蔵町古市字■■■■番■■■■、地目が田、面積は227㎡になります。渡人は、武蔵町古市の■■■■さん、受人は、武蔵町古市の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、受人の要望に応じるためと、受人は、当該農地に隣接する同所■■■■番■■■■、外4筆とともに責任を持って管理・耕作をするとなっています。売買による所有権移転です。</p>

事務局	次に申請番号33番 土地の所在は国東町安国寺字■■■■番、地目が畑、面積は38㎡、外に田が1筆の合計2筆で、面積が312㎡になります。渡人は、国東町安国寺の■■■■さん、受人は、国東町安国寺の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、公共工事の推進のためと、受人も、公共工事の推進のためとなっています。三者契約に伴う売買による所有権移転です。
議長	議案第52号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号31番から33番について一括して説明がありましたが、ご質疑はございませんか。
灘波委員	申請番号33番については、代替用地と理解してよいか。
事務局	そのとおりです。
議長	他にご質疑等、ございませんか。
徳丸委員	申請番号31、32番は、荒れているようですが、耕作できるのですか。
事務局	荒れていますが、許可が下りれば責任を持って管理・耕作をするということです。
議長	農業委員会としては、荒れている土地が減ることは、望ましいことだと思います。今回の場合、五反要件を満たしていませんが、農業委員会としてどう判断するかという議論をお願いします。
富貴委員	これらの土地は、荒れているためスズメの巣になっており、近隣の農地に悪影響を与えています。きれいになれば、スズメの害が無くなると思うが。
灘波委員	耕作放棄地が無くなることは、良いことだと思います。
佐藤委員	近隣の農地に悪影響を与えているのは、承知していますが、取得後の面積が4,717㎡で、五反要件を満たしていません。五反要件のルールは守るべきだと思います。 五反要件を満たなくても、一生懸命耕作するからと認めれば、五反要件が要らなくなります。

藤本委員	<p>例外を認めれば、歯止めが利かなくなると思います。例外を作るのはどうかと思うが。</p>
佐藤委員	<p>本当に耕作するのであれば、利用権の設定でいいのでは。権利移動して、耕作しない可能性はないでしょうか。</p>
議 長	<p>五反要件があるので、条件が満たすようになったら申請し直すようにしてもらいましょう。(不許可)      申請番号33番について、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号33番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>申請番号33番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第53号 農地法第4条の規程による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第53号 農地法第4条の規程による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号4番 土地の所在は、国東町大恩寺字■■■■番■■、地目が田、面積は766㎡です。申請人は、国東町大恩寺の■■■■さんです。転用の目的は駐車場です。申請事由は、宿坊建設に伴い、工事車両や作業員の駐車場が必要なためとなっています。申請地は、東側は小さな川を挟んで保安林が広がり、西側は市道、南と北側は公衆用道路に囲まれた農用地区域外農地です。申請地の市道を挟んだ向かい側に宿坊を建設するため、工事用車両や作業員の車を駐車するための一時転用であるため、利便性を考えるとやむを得ないと認められます。</p>
議 長	<p>議案第53号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請、申請番号4番について事務局より説明がありましたが、質疑等ございませんか。</p>

	(質疑なし)
議 長	<p>それでは、議案第53号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請、申請番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>議案第53号、申請番号4番について、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第54号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第54号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定が、総数が37筆で46,771㎡、内訳としては、全て田となります。</p> <p>新規設定は、総数が22筆で28,354㎡、更新設定は、15筆で18,417㎡です。詳細につきましては、資料の3ページから5ページをご確認ください。</p>
議 長	<p>議案第54号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p>
	(質疑なし)
議 長	<p>それでは、議案第54号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>議案第54号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第55号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第55号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画が、総数が15筆の17,017㎡で、全て田となります。詳細につきましては、資料の6ページから7ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第55号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、質疑が無いようなので、議案第55号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第55号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第56号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第56号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請番号37番 土地の所在は、国東町安国寺字■■■■番■■、地目が田、面積は112㎡です。申請人は大分市の■■■■さんです。申請事由については、現在はすでに駐車場となっているためとなっています。</p>
議長	<p>議案第56号 農地法の規定による非農地証明書の交付について申請番号37番の説明がありましたが、ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>それでは、議案第56号 申請番号37番について、提案通り承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第56号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、申請番号37番は全会一致で提案通り承認されました。</p> <p>次に、議案57号 空き家に付随した農地の指定について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは議案第57号 空き家に付随した農地の指定について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請番号4番 土地の所在は、国東町綱井字■■■■番■■■■、地目が畑、面積は122㎡、外に田が1筆の合計2筆で888㎡になります。申請人は、宇佐市安心院町■■■■さんです。国東市空き家バンク物件■■■■番になります。</p>
議 長	<p>議案第57号 空き家に付随した農地の指定について、事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、議案第57号 申請番号4番について、提案通り承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第57号 申請番号4番については、全会一致で承認されました。</p> <p>議案については、以上であります。</p> <p>それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。</p>

議 長 .....

議事録署名委員 .....

議事録署名委員 .....